

南海地震対策行動計画に対するご意見への対応案(調整中)
(行動計画に関するご意見)

NO	ページ <取組番号>	テーマ	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	2P <->	被災イメージ	<p>県民の方に被災イメージをもってもらうため、行動計画にはハザードの特性だけでなく、ハザードによってもたらされる被害の全体像、特徴、被災社会のイメージなどがもう少し描かれていてもよいのではないか。</p> <p>52ページの時系列の資料は、実際に起こった時に取るべき行動を時系列でまとめれば、実際のイメージがわかりやすいと思う。</p> <p>例えば、地震発生は、身の安全を確保(机の下などに避難する)、脱出口確保(できれば)、地震直後は、家族の安否(171の活用)、となり近所へ声がけなど</p>	<p>県民の方に被災のイメージをもっていただくため、行動計画では、「被害の全体像(資料1)」や「行動計画の取り組みと被災との関わり(資料4)」を作成しましたが、さらに詳しい部分は、今後の啓発のなかで、できるだけ被災や具体の行動イメージがわかりやすいよう工夫してまいります。</p>
2	4P <->	基本理念等	<p>「生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせ…」とあるが、地域という文言が必要。防災文化の後に「震災に強い地域社会を…」とあるが、自主防災組織は地域活動そのものなので、防災文化は先に地域に根ざすことが必要だと思う。</p>	<p>「取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化が根付く」ということは、同時に地域にも根付いていくことだと考えています。</p>
3	7P <->	イメージ図	<p>7ページのようなイメージ図は必要だが、もう少し分かりやすくなればと思う。</p> <p>行動計画では、幾度となく「県民、地域、事業所、県や市町村…」と出てくるが、リーダーシップを取るのは、やはり県や市町村なので、一番はじめに書くべきだと思う。</p>	<p>イメージ図は、分かりやすいように、地震発生前と地震発生後に分けるようにします。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓や次の南海地震で想定される被害の甚大さなどから、被害を軽減するためには、自助や共助の取り組みが何よりも大切であり、基本となります。このため、条例における規定の仕方と同様に、「県民、地域、事業者」の取り組みを重視しつつ、その取り組みを支援する「県や市町村」としています。県としましては、この行動計画の推進や地震発生後に迅速な活動を行うための計画づくりなどにしっかりと取り組んでまいります。</p>
4	8P <->	行動計画の体系	<p>「可能な限り目標を設定して…」という表現は曖昧でないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて次のように修正します。</p> <p>行動計画は、基本理念を実現するため、3つの「重点目標」、10の「重点テーマ」、24の「施策の柱」を体系的に整理し、84項目111の「具体的な取り組み」とその「目標」を明らかにして、取り組みを進めます。</p>
5	10P <1>	耐震改修のアドバイザーの設置	<p>一般の方が耐震改修を発注する際は、専門的知識がないため、不安に思うことが多い。そういう場合に、施主と施工者の間に入る第三者として耐震改修のアドバイザー制度があれば、耐震改修も進むのではないか。</p>	<p>住宅の耐震化に関する相談に応じるため、専門家による常設の相談窓口を設けていますので、有効に活用されるよう、周知に努めてまいります。</p>
6	10P <1>	安価な耐震補強の検討・支援	<p>耐震補強に多くの費用がかかると、補助があったとしても改修ができない人もいますので、より安い費用で実施できる方法を検討すべき。</p> <p>例えば、耐震性能の実験が必要だが、ふすまに合板を入れて、ふすまが敷居から外れないように工夫すれば、安価に耐震性能を上げられるのではないかと考えている。</p> <p>高齢者の方は資金面のこともあり耐震補強をできない方も多いので、せめて寝室や出入り口の通路など部分的な耐震化への支援があれば対策が進むのではないか。</p>	<p>これまで、耐震化に要する費用の負担を軽減するため、耐震設計に対する補助制度の創設や、1階部分だけの改修も補助対象とするなどの制度の見直しなどを図ってきました。</p> <p>南海地震による家屋の倒壊から命を守るために確保すべき耐震性能やその確認の方法など難しい面がありますが、耐震化以外の簡易な方法なども含めて、より安価に実施できる方法を検討してまいります。</p>

NO	ページ <取組番号>	テーマ	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
7	10P <1>	老朽化した住宅の撤去	耐震診断で補強が必要との結果であったが、高齢で自己資金がなく困っている。地震が来ればおそらく倒壊し道路を塞ぐことになるため、事前に公費でもって撤去できれば周辺への被害も少なく済むのではないかと思う。	避難路などを確保するために、家屋の除却費用を公費で負担する場合がありますが、すべての家屋に広げることについては、様々な意見があります。まずは、県民の皆さまの命を守るために、最優先で木造住宅の耐震化を進めていくことが重要と考えています。
8	13P <10>	要援護者の家庭における室内の安全対策の促進	災害時要援護者の家庭には、転倒防止やフィルム貼りをしたくても、作業ができない、購入する経済的余裕がないなど、できない、できにくい状況にあるため、購入費や作業費を補助するシステムを講じてほしい。 その際、知らない人が家に入ってくるのが耐え難い人がたくさんいるので、ケアマネージャーや障害者ケアマネジメント従事者、ホームヘルパー、医療関係者などを仲介者に付け、作業を完了させるシステムづくりが必要。	現在、5つの市町村で、県の防災総合補助金を活用して、高齢者や障害者などに対する家具固定の支援制度が創設されています。「10 家庭での室内の安全対策の促進」として、今後、こうした制度が、多くの市町村に広がりますよう、働きかけをしてまいります。 併せて、その実施方法につきましても、市町村とともに検討してまいります。
9	13P <11>	県有建築物の室内の安全対策の推進	県庁には高さが2m以上の書棚が多数あり、棚の上部には分厚いファイルがある。地震で転倒した場合、直下の職員は生命の危険さえある。地震後に県民の救助に当たる職員の危険回避のためにも、この一掃が必要。	行動計画に次の目標を定め、できるだけ早急に、背の高いキャビネットなど危険なものの固定や配置の見直しなどの安全対策を進めていきます。 目標(前期) すべての県有建築物において、背の高いキャビネットなど危険なものの固定や配置の見直しなどの安全対策を実施
10	13P <12>	緊急地震速報の提供	緊急地震速報が出されると自動的にスイッチが入り情報を伝えるラジオを給付してほしい。また、聴覚に障害のある人に対しては、光や振動、文字や補聴器などで伝えるようにしてほしい。 市町村の導入計画はどうなっているのか。それぞれの自治体においては、防災行政無線が整備できていないところもあると思う。整備されている所とそうでない所の情報の伝わり方が生死を大きく分けるように思う。	緊急地震速報は、地震の被害を軽減するうえで、大きな効果があると考えていますので、県民の方がどこにいても情報を知ることができるよう、国、地方公共団体、報道機関、事業者などが協力して、環境を整えることが必要と考えます。 ご提案のありましたラジオの給付につきましては、今後、企業における製品開発が課題であると考えます。 また、市町村では、現在、2市町が緊急地震速報を導入しており、今後12市町村で予定があると伺っています。ご指摘のとおり、防災行政無線など、一斉に情報を伝達する手段のない市町村もありますので、引き続き、緊急地震速報の導入と防災行政無線等の整備について働きかけてまいります。
11	18P <21>	津波避難ビル等の整備・指定の促進	指定した津波避難ビルに立ち入るため、やむを得ず住民が入り口を破損した際には、協定を結ぶ自治体が現状復帰のための費用を負担することが、内閣府ガイドラインでは原則となっている。相当数のビル指定が必要となることから、その際の費用負担が大きな課題となっている。今後、津波避難ビルの指定を積極的に行っていくためにも、高知県の支援の検討と、国への働きかけについてお願いしたい。	ご意見につきましては、過去の震災における国の特別な財政支援などの事例の研究も含めて、市町村とともに検討してまいります。
12	18P <21>	津波避難タワーの整備	地域に高齢者が多く、すぐ近くに避難する所がないと、津波に遭遇し、溺死者が多くなりかねない。このため、駐車場・公園などに避難タワーを整備したいと考えているが、防災総合補助金で整備できないが。 津波対策としては、避難する所が近くにない地域については、津波をかわせる簡素で、しかも波に対しては丈夫な構造で、デザイン的にも優れた塔のようなものを各所に建ててはどうか。 津波の避難に特化したタワー等は、整備費用の確保が困難なほか、日常の管理にも問題がある。津波避難の建築物は、日常は集会所等の目的を持ち管理者が明確なものとするべき。	津波からの避難は、近くの高台に逃げることを基本としていますが、高台など安全な避難場所がない地域では、地域の実情に応じて、既存のビルを津波避難ビルに指定したり、避難タワーを整備したりすることが必要となります。 津波から避難するために、具体的にどのような選択をされるかは、地域の方と市町村とで話しあって決めることとなりますが、整備にあたっては、国の補助金や県の防災総合補助金などを活用することが可能です。

NO	ページ <取組番号>	テーマ	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
13	19P <->	高知港の 津波対策	<p>高知市の市街地は、湾の奥にあって、しかも湾の入口(御置瀬と種崎間)は250メートル程。ここに津波を防げる水門をつくることはできないか。南海地震で高知の街が1.5メートル程沈む、これがなければ通常の対策を強化すればいいが、沈むという宿命の被害を何とか軽減できないと考えている。</p> <p>浦戸湾に航路170メートルも必要ないため、閉めれば津波は防げ、高知市の社会資本は守れると思う。企業や家庭から供託金を集めて、整備ができるようにしてほしい。</p>	<p>ご提案につきましては、費用面や技術面、設置する場合の周辺地域や物流面を含めた経済活動への影響などから、現時点では困難と思われる。</p>
14	19P <->	安芸市の 津波対策	<p>安芸市は市単位では、津波による死者数の割合が一番高い地域である。須崎は重要港湾になっており、その対策も必要と思うが、安芸市も対策の項目に入れていただきたい。</p>	<p>須崎港では、岸壁への船舶の接岸・荷役作業時等の安全性を図ることを目的とした湾内の静穏度の確保対策と併せて、過去から度々被害を受けてきた津波対策として防波堤等を整備しています。また、高知港では、既存の水門の自動降下化などの対策を実施しています。</p> <p>こうした対策は、多額の費用と長い年月がかかるため、行動計画では、現在、整備を進めています高知港、須崎港の対策を位置付け、早期完了を目指して取り組んでいきますが、これ以外の地域でも、津波からの迅速に避難できるよう、避難路・避難場所の確保や陸こうの閉鎖管理など、必要な対策を実施してまいります。</p>
15	20P <27>	植樹による 津波の 漂流物対策等	<p>土地に元々あった主木を見つけ、多種の混植・密植をする(最小幅0.5M~1M)、種からポット苗床を育て植えることは、低予算で事業化できる。今から植樹して防災林として間に合うのかと、疑問視する声もあるかと思うが、人は長生きしても100年、木は1000年以上生き続ける。間に合う間に合わないの問題でなく、未来の人々に残すためにも、気付いた時が行動する時だと思う。</p> <p>官・民・企業・NPO共働で次のことを取り組むべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所指定の小学校・中学校・弱者施設、公共空地の周囲に猛火・熱風・延焼を妨げるため、防災林を植える ・海岸域の公共空地、荒廃防風林域、又防潮堤破壊時に津波の緩和のため、防潮林を植える ・里山等の竹林、斜面荒廃域に斜面崩壊・地割れの防止のため、防災保安林を植える <p>津波による漂流物対策の一つとして、低地や河川沿いに植林して、津波の減災効果を求める。</p> <p>「目標(5年間) 2009年より高知県下で、シイ、タブ、カシのどんぐりや種を拾い、2年~3年でポット苗を作り、ウバメガシやヤブツバキなどと一緒に高知県の低地や河川沿いに植林する。」</p>	<p>海岸線への植樹につきましては、スマトラ沖地震によるインド洋大津波の際にマングローブなどの林が津波のエネルギーを吸収し、被害を軽減したという調査結果もありますので、津波の被害を防ぐ効果があると思われます。</p> <p>しかしながら、防潮林が津波のエネルギーを吸収するためには、防潮林を構成する木々が密集していることが必要であり、木と木の間隔が約20m以上になると、その効果は期待できないと言われております。</p> <p>地震や津波の被害の軽減を目的に、各地域で効果のある植樹を進めていくためには、土地の所有者の協力以外にも、植樹や管理に要する費用・方法の問題、周辺住民の理解など整理すべき課題が多くあると思われます。</p>
16	27P <44>	災害時に おける井 戸水の活 用	<p>災害時には、水道管が破損し、飲料水も使えなくなるので、災害時に井戸水を利用できるよう、あらかじめ使える井戸の場所を把握し、地域で情報を共有してはどうか。また、発電機の所有者もあらかじめ把握しておき、災害時に井戸水の汲み上げに使わせてもらう方法もあるのではないかと。</p>	<p>災害時に水道水の代替え手段として井戸水が活用できるよう、新たに行動計画に盛り込んで取り組んでまいります。</p> <p>行動計画への記載</p> <p>44 井戸水の活用の促進</p> <p>地震発生時に水道施設が被害を受けた場合に備えて、地域で井戸水を活用できる仕組みづくりと井戸水のある箇所の把握を市町村と連携して行います。</p> <p>目標(前期):井戸水を活用するための仕組みづくり、災害時に利用できる井戸水のある箇所の把握</p>

NO	ページ <取組番号>	テーマ	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
17	28P <46>	女性の被災者へのケア対策の促進	阪神大震災では、女性への暴力、性犯罪などが増加したと言われている。女性の人権を守るためにも、女性専用の相談窓口などケア対策(体と心)の整備が必要だと思う。	地震時に女性の方の人権が守られるよう、「女性相談支援センター」や女性警察官、国や他の自治体からの応援職員などによる相談対応と併せて、警察における治安対策、専門家による心のケア対策など、総合的な対応をまいります。
18	29P <50>	孤立対策の推進	孤立地区を外部から支援する方策だけではなく、むしろある程度の期間、自立して生活を継続できるようなもの・場所・ひとの備えを充実する必要があるのではないかと。	孤立対策に関しては、平成21年度に、国において孤立集落の地震防災対策が検討される予定ですので、ご意見のあった対策につきましては、「50 孤立対策の推進」において、その検討も踏まえながら進めるよう、次のとおり修正します。 「また、国における孤立集落の地震防災対策の検討(平成21年度予定)も踏まえながら、各集落における自主防災組織の結成や住民による備蓄など、自助・共助の取り組みの促進や、防災総合補助金を活用した外部との通信手段やヘリコプターの離着陸適地の確保対策を支援などの対策を進めます。」
19	37P <65>	復興対策の推進	復興のための対策・準備に関する記述が少なすぎる。被害を減らすことはできるがゼロにはできないので、今から復興への備えについて十分に検討しておくことが必要である。 南海地震からの復興の事前検討では、災害に強い新しい都市計画が重要と思う。 想定250兆円とも言われる地震での資産損失の付けを子供たちに背負わせるのはあまりにも酷ではないか。マンションなどの建設事業者に、地震で壊れた場合には費用を保障させる仕組みがつかれないか。	復興に関しては、現時点では、具体的な検討がなされておりませんので、まずは、「65 南海地震からの復興の事前検討」として、平成23年度までに復興の基本的な考え方や進め方などを検討してまいります。こうした検討の中で、さらなる対策が必要となれば、行動計画に具体的な取り組みを追加し、県民の理解のもとに進めてまいります。
20	38P <66>	防災教育の推進	教職員だけではなく、児童生徒への防災教育が必要だと思えます。	教職員に対する研修会の開催を目標として掲げていましたが、防災教育は、子どもたちが自分の安全を守る力を身につけることが目的となりますので、防災教育の実施率を目標に掲げるよう修正します。 目標(前期):各学校での防災教育実施率100%
21	44P <->	障害者団体等との連携	災害時要援護者への支援対策を進めるにあたっては、当事者である社団法人高知県聴覚障害者協会や全国手話通訳問題研究会高知支部と平時から連携を密にとることが大切と思う。	災害時要援護者の支援を行うためのネットワークづくりや体制づくりを進めるためには、ご指摘のとおり障害者団体や障害者支援団体等との連携は欠かせませんので、次のとおり修正します。 44ページ 3-3-2 災害時要援護者支援 「(3段落目)このため、当事者団体や支援団体等と連携しながら、災害時要援護者を支援するためのネットワークづくりや体制づくりを進めます。」
22	44P <80>	医療専門ボランティアの登録	県内には、在宅酸素療法の人、在宅で人工呼吸器を使用している人、吸引器を使用している人も多くいる。手動式人工呼吸器の使用は経験のある医療従事者でなければ安全にできないため、元医療従事者などを登録し、いざという時に対応できる人、資源づくりが必要である。	「80 災害時要援護者の支援体制の整備」として、平成23年度までに、人工呼吸器の使用や酸素療法、人工透析などの在宅患者の方が、災害時においても医療が受けられるよう支援体制の整備に取り組みますので、ご提案の趣旨も含めまして、検討させていただきます。

NO	ページ <取組番号>	テーマ	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
23	44P <80>	要援護への情報提供(平常時)	<p>聴覚や視覚に障害のある人への情報提供手段として、学習会の開催や資料の作成(点字化や録音化、テキストデータ化など)とともにハザードマップなど、特に言葉では分かりにくいものこそ、点図など触って分かりやすい資料となるように)をする必要がある。</p> <p>聴覚障害者のための避難所を設置し、災害時の対応マニュアルやハザードマップを作成する際には、それを明記してほしい。</p> <p>聴覚障害者の多くはファックスもありますので情報提供をしてほしい。</p> <p>講演や勉強会、説明会などには必ず手話通訳をつけていただきたい。</p>	<p>県が主催します県民の方を対象とした防災講演会では、要約筆記や託児サービスを付けるなど、できるだけ多くの方に参加いただきやすいようにしております。</p> <p>今後、作成します啓発冊子などでも、できるだけ点字や音訳などにも対応してまいります。</p> <p>視覚や聴覚に障害がある方などへのきめ細かな情報提供の仕組みにつきましては、地域や市町村の中で、検討していくことが必要と考えます。</p>
24	44P <80>	要援護者への情報提供(災害時)	<p>避難勧告や指示が出た場合は、聴覚障害者のいる世帯にも確実に伝達できるようにしてほしい。</p> <p>テレビ局が災害情報を放送するときは、必ず手話通訳・字幕を付けてほしい。</p> <p>地震発生後、津波についての情報伝達の方法(放送だけでは聴こえないので危険が増す)を考えてほしい。</p>	<p>災害に関する情報を障害のある方などに確実に伝えるためには、障害の特性を踏まえて対応することが必要となりますので、障害者の団体やその支援者、市町村、地域の住民、報道機関などと協議を重ね、様々なご意見もお聞きしながら、情報の伝え方を検討してまいります。</p>
25	45P <82>	要援護者を交えた避難訓練の実施	<p>僕は耳が聞こえません。避難訓練に参加しても役場や消防の人の言ってることは、何も分かりませんでした。県内の防災訓練・避難訓練は耳が聞こえる人だけのためですか?最近では、ラジオで防災について日本語・英語・韓国語で放送していると聞きました。外国人に対して情報を伝えるのに、高知で生まれて生活していても耳の聞こえない人は情報はもらえないのですか。聞こえている人も聞こえない人も同じ情報をもらう権利があります。県の人と同じ情報を伝える義務があります。防災訓練・避難訓練・救急救命講習には手話をつけて下さい。役場の人、消防の人、手話を勉強して下さい。</p> <p>コミュニケーション方法や移送方法、応急担架の作り方、おんぶベルトの使い方などを学ぶ必要がある。</p> <p>聴覚障害者が勉強会や防災の説明会に参加しても通訳者がいなくて全くわからないまま帰って来たこと聞いたことがある。防災訓練の時は、聴覚障害者の方がいることを前提に訓練説明をしてほしい。</p>	<p>住民の方が参加される訓練は、聴覚や視覚に障害のある方が参加されることを前提とされるべきことのご指摘については、ごもっともだと思います。</p> <p>「82 情報伝達に特に配慮を要する方への支援体制の整備」に、市町村とともに訓練のあり方について検討していくことを追加します。</p> <p>行動計画への追加記載 「82 情報伝達に特に配慮を要する方への支援体制の整備」 災害時要援護者が参加しやすい訓練のあり方の検討 聴覚や視覚に障害のある方等が地域の訓練に参加しやすい環境を整備するため、市町村と連携して実施方法等を検討します。 (目標:前期)災害時要援護者が参加しやすい訓練のあり方の検討</p>
26	45P <82>	手話通訳できる人材の育成・活用	<p>阪神・淡路大震災で手話通訳の応援に行った時に、派遣された地区では、正直言ってこのまま地元ボランティアの人の地力で大丈夫なのか?と感じた。地元ボランティアはあくまでもボランティアであり専門性・技能などで少なからず問題があったと記憶している。やはり、情報伝達に特に配慮を要する方への支援は(数的な問題からいたしたくないのかもしれませんが)ボランティアでは専門性・技能の限界を認めない。</p> <p>手話通訳に関しては聴覚障害者情報文化センターの『手話通訳技能認定試験』(いわゆる手話通訳士)という公的資格があり、その資格を有する県職員もいるので、有効活用をすべきかと思われる。</p> <p>避難所や避難住民に対する公的な窓口については、手話通訳者を複数配置してほしい。</p> <p>災害時には、聴覚障害者救援対策本部を設置し、迅速な情報提供、手話通訳・要約筆記者の派遣、手話のできるボランティアの派遣を行えるようにしてほしい。</p> <p>防災団体、役場、警察、消防署などの職員に手話のコミュニケーションも身につけてほしい。(中芸消防や窪川、土佐市の消防でも勉強をしている)</p>	<p>手話通訳ができる方の活用につきましては、「82 情報伝達に特に配慮を要する方への支援体制の整備」として、平成23年度までにその登録や派遣要請の方法を検討する予定ですので、その中で、県の職員も含めて考えてまいります。</p> <p>また、職員に手話を身につけてほしいとのご意見ですが、各地で手話を学ぶ機会が増え、防災に限らず、様々なコミュニケーションが図られるよう、社会全体で取り組んでいくことが必要と考えます。</p>

NO	ページ <取組番号>	テーマ	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
27	-	県民意見の反映	<p>計画案はホームページでと言われても、何か遠くでやっているように感じられるのが、県民の反応の鈍さの表れではないか。</p> <p>まず、市町村単位で住民の意見を集約して県に上げ、県が行うべき取り組みをまとめる、そのための指導を市町村に対して行う。要するに県民の足元からみるようにすれば、関心も高まるのではないか。</p>	<p>行動計画の作成にあたっては、地域の特性を知り、住民に身近な市町村や消防本部を対象に、県内3箇所で開催し、ご意見をお聞きしています。</p> <p>今後、行動計画などに基づいて様々な対策を推進するにあたっては、県民の方への情報提供の仕方やご意見の聴き方などに工夫を凝らしてまいります。</p>
28	-	委員の公募	<p>行動計画検討会の委員に公募委員を提案する。</p>	<p>今回の行動計画の作成にあたっては、県が作成した案に対して、まず、日頃、南海地震対策に取り組む関係団体や学識経験者の方で構成します検討会からご意見をいただき、その後に、県民の方から、パブリックコメントという形でご意見をお聞きする方法を取らせていただきました。</p>